

(写)

令和5年1月18日

文部科学大臣 永岡 桂子 殿

宗教法人審議会会長 北澤 安紀



宗教法人「世界平和統一家庭連合」に対する報告徴収に係る諮問
に対する答申

令和5年1月18日付け4文庁第4209号で諮問のあった標記の件については、下記のとおり答申します。

記

宗教法人法（昭和26年法律第126号）第78条の2の規定に照らし、
諮問のとおり、報告を求めることは相当と認める。